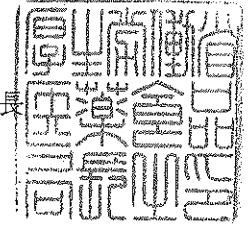


薬食発第 1008006 号
平成 20 年 10 月 8 日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局長



指定第二類医薬品の変更について

薬事法第 36 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件（平成 20 年厚生労働省告示第 489 号）が、平成 20 年 10 月 8 日に告示され、同日に適用されたことに伴い、あわせて、平成 20 年 5 月 21 日付け薬食発第 0521001 号医薬食品局長通知の別紙について、下記のとおり変更した。

また、今回の変更後の別紙を作成したので、貴管下関係業者等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきを期したい。

記

無機薬品及び有機薬品の表に次のものを追加する。

- ・ テルビナフィン

別紙

指定第二類医薬品

以下に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤

無機薬品及び有機薬品

1	アスピリン
2	アミノ安息香酸エチル。ただし、外用剤（坐剤を除く。）を除く。 [内服薬に限る]
3	アモロルフィン
4	アリルイソプロピルアセチル尿素
5	安息香酸。ただし、外用剤（吸入剤を除く。）を除く。 [外用剤（吸入剤）に限る]
6	エストラジオール
7	エストラジオール安息香酸エステル
8	エチニルエストラジオール
9	エテンザミド
10	カサントラノール
11	コデイン
12	コルチゾン酢酸エステル
13	サザビリン
14	サリチルアミド
15	サリチル酸 [内服薬に限る]
16	サリチル酸フェニル。ただし、外用剤を除く。
17	ジヒドロコデイン
18	ジフェンヒドラミン。ただし、外用剤（坐剤及び点鼻剤を除く）を除く。 [睡眠改善薬に限る]
19	シュウ酸セリウム
20	センノシド
21	デキサメタゾン
22	デキサメタゾン酢酸エステル
23	テルビナフィン
24	ニコチン
25	ネチコナゾール
26	ビタミンA油。ただし、外用剤を除く。
27	ヒドロコルチゾン

28	ヒドロコルチゾン酢酸エステル
29	ヒドロコルチゾン酪酸エステル
30	ピペリジルアセチルアミノ安息香酸エチル
31	プソイドエフェドリン
32	ブテナфин
33	フルオシノロンアセトニド
34	プレドニゾロン
35	プレドニゾロン酢酸エステル
36	プレドニゾロン吉草酸エステル
37	プロムワレリル尿素
38	プロメタジン
39	ベタネコール
40	ベタメタゾン吉草酸エステル
41	メチルエフェドリン [内服薬に限る]
42	ラウォルフィアセルベンチナ総アルカロイド
43	レチノール。ただし、外用剤を除く。
44	レチノール酢酸エステル。ただし、外用剤を除く。
45	レチノールパルミチン酸エステル。ただし、外用剤を除く。
46	ロペラミド

生薬及び動植物成分

1	イチイ。ただし、外用剤を除く。
2	カスカラサグラダ。ただし、外用剤を除く。
3	クバク
4	コジョウコン
5	センナ
6	センナジツ
7	センナヨウ
8	トコン
9	マオウ。ただし、外用剤を除く。